

1 流域下水道施設等の維持管理及び汚泥処理事業

三重県流域下水道施設の指定管理者として、次の5処理区における流域下水道施設の維持管理を行う。

また、三重県から委託を受けて、各処理区から発生する汚泥の処理を行う。

なお、当社は、計量証明の事業所登録を行っていることから県等の要請に応じて環境分析（濃度）に関する計量証明書を発行を行う。

- (1) 北勢沿岸流域下水道（北部処理区）維持管理
- (2) 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）維持管理
- (3) 中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）維持管理
- (4) 中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）維持管理
- (5) 宮川流域下水道（宮川処理区）維持管理

2 普及啓発施設の維持管理事業

三重県から委託を受けて、中勢沿岸流域下水道松阪処理区における高須町公園オートキャンプ場等の普及啓発施設の維持管理業務を行う。

3 下水道知識の普及啓発事業

- (1) 次世代を担う児童を対象に下水道が果たす役割や意義の認識を深めるため、県内の小学生から下水道に関する創作作品を募集し、広報活動に活用する。
- (2) 県及び市町の下水道行政を支援するため、年間を通じた浄化センター施設の見学会を通じて、広く県民に下水道の役割や意義、成果などを広報資料や展示物を用いて、PRする。
- (3) 公社の事業内容や取組事項について、インターネットを通して公開することにより、広く周知を図る。このため、ホームページの充実を図る。
- (4) 県等が主催する環境イベント等へ出展を行い、広く県民に流域下水道施設の仕組みやその役割、意義などを周知する。
- (5) 北部処理区及び松阪処理区並びに宮川処理区における自由広場等の一部を地域住民の活動施設として有効利用を図ることにより、地域との交流を図る。

4 調査、研究、研修事業

- (1) 県及び市町の下水道行政を支援するため、下水道の専門知識及び技術並びに企業会計の研修を行い、県や市町の下水道担当職員を育成することにより、下水道行政における県民へのサービス向上を図る。
- (2) 下水道の維持管理に必要な技術を習得するための研修に参加する。
- (3) 先進的な公社等の事例や民間を含めた維持管理技術を調査、研究する。

5 下水道技術者の養成及び技術的業務の協力事業

- (1) 下水道排水設備工事責任技術者認定試験を11月に実施する。